年金法令・制度運営（問題）

【注意】
不鮮明な記載・判読困難な記載については、採点の対象としないので、解答に当たっては注意すること。特に、記号の記載に際しては、判別が困難な事例が散見されるので、特に注意のこと。
（例. 「ウ」と「ク」、「シ」と「ツ」、「チ」と「テ」、「ケ」と「ク」、「ス」と「ヌ」）

問題１．次の設問１から設問８の空欄に入る語句あるいは数値を選択肢の中から選択し記号で答えよ。なお、同じ選択肢を複数回使用してもよい。（25 点）

設問１．次は、「確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）」に規定する「給付の額を減額する場合の取扱い」に関する記述である。

第１　規約の承認又は基金の設立認可の基準に関する事項
１　（略）
２　給付の額を減額する場合の取扱い
(1)　（略）
(2)　次のいずれか一の場合に該当するときは、給付の額の減額として取り扱うこと。
①　（　A　）によって、次のア又はイのいずれかに該当する場合
ア　（　B　）通常予測給付現価が減少する場合
イ　（　B　）最低積立基準額が減少する場合（（　C　）の計算方法の変更による減少を含む。）
②　（略）
③　（略）
ただし、加入者（受給権者を除く。）の（　A　）に際し、①のイに該当する場合は、少なくとも（　D　）程度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、①のアに該当しないときは、給付の額の減額として取り扱わないものとすること。また、加入者（受給権者を除く。）の（　A　）に際し、①のアに該当する場合であって、その該当する加入者の（　E　）で組織する労働組合がある場合は、①のアに該当する各加入者の（　F　）（基礎率のうち予定利率を零として算出した通常予測給付現価をいう。）が増加する（　A　）であり、かつ、①のイに該当しない又は少なくとも（　D　）程度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けるときは、あらかじめ当該労働組合の同意を得ることにより給付の額の減額として取り扱わないものとすることができること（（　G　）が２以上であるときは、全部又は一部の各（　G　）について当該同意を得ることにより、当該同意を得た（　G　）の加入者について給付の額の減額として取り扱わないものとすることができること。）。
（以下、略）

【選択肢】

㋐ 規約の変更	㋑ 掛金の額の変更	㋒ 給付設計の変更	㋓ 給付水準の変更
㋔ 一部の加入者又は受給権者等に係る		㋕ 各加入者又は受給権者等の	
㋖ 全部又は一部の加入者又は受給権者等に係る		㋗ 制度全体の	㋘ 通常予測給付現価
㋙ 最低保全給付	㋚ 最低積立基準額	㋛ 要支給額	㋜ 給付の名目額
㋝ 給付の額	㋞ １年	㋟ ３年	㋠ ５年
㋡ ７年	㋢ ２分の１以上	㋣ 過半数	㋤ ３分の２以上
㋥ ４分の３以上	㋦ 労働組合	㋧ 事業主	㋨ 実施事業所
㋩ 労働組合や代議員会			

設問２．次は、「確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）」に規定する「掛金の額に関する事項」に関する記述である。

第４ 掛金の額に関する事項

６ 特別掛金額、リスク対応掛金額及びリスク分担型企業年金掛金額の算定方法

⑴ 規則第４６条第１項第４号又は第４６条の２第１項第４号に規定する方法により掛金を計算する場合は、次に留意すること。

① 規則第４６条第１項第４号イ又は第４６条の２第１項第４号イの「定期的」とは、例えば、１年、６月又は１月ごとのような一定の期間であること。なお、初めて掛金を引き上げるまでの期間については、当該一定の期間内であればよいこと。

② 規則第４６条第１項第４号イ又は第４６条の２第１項第４号イの「引上げ額が経年的に大きくならない」とは、（　A　）を上回らないように引上げを行うことであること。

⑵ 規則第４６条の２第４項において、特別掛金額の予定償却期間の残存期間はリスク対応掛金額の予定拠出期間の残存期間より短い期間でなければならないこととされているが、これについては、原則として、次の①から④までのとおり取り扱うこと。

① 規則第４６条第１項第２号の方法により特別掛金額を計算する場合における予定償却期間は、同号の（　B　）の予定償却期間とし、規則第４６条の２第１項第２号の方法によりリスク対応掛金額を計算する場合における予定拠出期間は、同号の（　C　）とすること。

② 規則第４６条第１項第３号の方法により特別掛金額を計算する場合の予定償却期間は、規約に定めのない場合には、同項に規定する過去勤務債務の額が（　D　）になると見込まれるまでの期間とすること。また、規則第４６条の２第１項第３号の方法によりリスク対応掛金額を計算する場合の予定拠出期間は、規約に定めのない場合には、同号に規定するリスク対応額が（　E　）になると見込まれるまでの期間とすること。

③ 規則第４６条の２第４項の規定の適用に当たって、特別掛金額の予定償却期間が複数ある場合には、（　F　）を用いること。また、リスク対応掛金の予定拠出期間が複数ある場合には、（　G　）を用いること。

④ リスク対応掛金額の拠出期間中に新たに特別掛金額の拠出を開始する場合又は特別掛金額の償却期間中に新たにリスク対応掛金額の拠出を開始する場合においても、規則第４６条又は第４６条の２の規定に基づき、特別掛金額の予定償却期間又はリスク対応掛金の予定拠出期間を変更して、規則第４６条の２第４項の規定を満たすように措置する必要があること。

⑶ 規則第４６条の３第２項の規定により再計算する場合とは、（　H　）を変更することなく法第４条第６号に掲げる事項を変更し、リスク分担型企業年金掛金額を増額又は減額する場合であること。

【選択肢】

㋐ 最も長い拠出期間	㋑ 最も短い拠出期間	㋒ 最長期間	㋓ 最短期間
㋔ 最も長い残存期間	㋕ 最も短い残存期間	㋖ 下限特別掛金額	㋗ 上限特別掛金額
㋘ 下限リスク対応掛金額		㋙ 上限リスク対応掛金額	
㋚ 過去勤務債務の額	㋛ リスク対応額	㋜ 制度設計	㋝ 給付の設計
㋞ 三年で償却するとした場合の特別掛金額		㋟ 二十年で償却するとした場合の特別掛金額	
㋠ 五年で拠出するとした場合のリスク対応掛金額			
㋡ 二十年で拠出するとした場合のリスク対応掛金額			
㋢ 三年以上二十年以内の範囲内		㋣ 五年以上二十年以内の範囲内	
㋤ 百分の十五以下	㋥ 百分の十五	㋦ 百分の十以下	㋧ 百分の十
㋨ 前回の特別掛金額	㋩ 前回の引上げ額	㋪ 標準掛金額	㋫ 標準掛金額以下
㋬ 償却を開始した年度の標準掛金額以下		㋭ 拠出を開始した年度の標準掛金額以下	
㋮ 当該事業年度の標準掛金額以下		㋯ 予定償却期間	㋰ 予定拠出期間

設問３．次は、公益社団法人日本年金数理人会及び公益社団法人日本アクチュアリー会が公表している「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」に規定する「給付改定の予想」および「予想昇給率」に関する記述である。

3.3 給付改定の予想

給付改定は、適格 DB 制度における制度運営上の取扱いとしては、（　A　）にあたることが通例である。

（中略）

例えば、退職給付の規定が何らかの指数等に連動して改定されることについて取り決めがある場合や、何らかの理由で規程を変更して退職給付が改定されることが推定される場合には、計算基礎として給付改定の予想を用いて、これを退職給付債務の計算に織り込み、実際の給付改定との違いの影響は（　B　）とする方法が考えられる。

給付改定の予想を用いる場合は、（　C　）な計算基礎であることが多いと考えられる。

3.4 予想昇給率

適用指針第 28 項では、「予想昇給率は、個別企業における給与規程、平均給与の実態分布及び過去の昇給実績等に基づき、合理的に推定して算定する。」とされている。

予想昇給率の設定にあたっては、本専門業務を行う対象となる退職給付において給付額算定の基礎となる給与（以下、「（　D　）」という。）の特性に留意する。（　D　）の特性は、例えば、次のような観点で把握する。

- 実際に支給される給与を構成するかどうか
  実際に支給される給与を構成する場合、その全部か一部か
- （　E　）が自動的に反映するかどうか
- 特定の金額や特定の年齢で頭打ちとなるかどうか

日本では、予想昇給率は、（　D　）の昇給が、（　F　）との相関が見られる部分と、（　E　）に相当する部分から構成されると考えて推定することが適当な場合が多い。

- （　F　）との相関が見られる部分：
  これは、（　G　）や雇用主への貢献に応じて昇給する部分などを指しているものである。（　D　）のデータを基に年齢別の指数を推定することで、予想昇給率を推定する数理的な方法がある。
  （中略）
- （　E　）に相当する部分：
  （　E　）に相当する部分については、（　H　）や生産性の向上の見込み等から合理的に予想して、予想昇給率に含める。

【選択肢】

㋐ 制度変更	㋑ 制度運営	㋒ 数理計算上の差異	㋓ 過去勤務費用
㋔ 財政上の差損益	㋕ 数理上の仮定の差異	㋖ 人口統計的	㋗ 人口動態的
㋘ 金融経済的	㋙ 市場整合的	㋚ 基準給与	㋛ 標準給与
㋜ 標準報酬月額	㋝ 対象給与	㋞ 昇格	㋟ ベースアップ
㋠ インフレーション	㋡ 経験の蓄積	㋢ 年功	㋣ 年齢や経験年数
㋤ 事業への貢献	㋥ 市場金利	㋦ 経済指標	㋧ 長期勤続

設問４．次は、公益社団法人日本年金数理人会及び公益社団法人日本アクチュアリー会が公表している「IAS19 に関する数理実務基準」に規定する「15. データの品質」に関する記述である。

データは、多くの場合、記録、経験、または、観察によって得られる事実である。データは、通常は定量的なものであるが、定性的なものの場合もある。データの例には、加入者の詳細な情報、請求の詳細な情報、資産・投資の詳細な情報、運営費用の詳細な情報、給付規定が含まれる。（　A　）はデータではない。（　A　）の作成にあたって、データが利用されることが一般的である。

① データの十分性と信頼性

会員は、本専門業務を行うために十分であり、かつ、信頼できるデータが（　B　）であるかどうかを検討する。本専門業務を行うための（　C　）が含まれていれば、データは十分である。十分に（　D　）であれば、データは信頼できる。もし、十分で信頼できるデータが（　B　）ではない場合には、会員は本項⑤に従う。

② データの確認

会員は、用いるデータの整合性、網羅性、及び、正確性を（　E　）するために合理的な手続きを実行する。手続きには、例えば、次がある。会員は、（　E　）の内容を報告書に開示する。

a.～ d.　(略)

③ （　A　）のためのデータの（　F　）

（　A　）を設定する場合には、会員は、適切かつ可能な限り対象企業に固有のデータを全て用いることを検討する。そのようなデータが、利用できない、該当するものがない、又は、十分に信頼できない場合には、業界のデータ、類似する他社のデータ、全人口のデータ、又は公表されているデータを、適切に補正して用いることを検討する。用いたデータ及び補正の内容を報告書に開示する。

④ データの加工

会員は、データを利用する前に行ったデータの加工（例えば、補間、補外、補正、（　G　））を報告書に開示する。

⑤ データの瑕疵

(以下、略)

【選択肢】

(ｱ) 情報の確定	(ｲ) 検証可能	(ｳ) 再現可能	(ｴ) 差分
(ｵ) モデル	(ｶ) 給付の利用方法	(ｷ) 支払いパターン	(ｸ) 数理上の仮定
(ｹ) 期間帰属方法	(ｺ) 重複値の除去	(ｻ) 入手	(ｼ) 出所
(ｽ) 近似	(ｾ) 計算可能	(ｿ) 適切な情報	(ﾀ) 利用可能な情報
(ﾁ) 正確	(ﾂ) 合理的	(ﾃ) 重要な情報	(ﾄ) 妥当
(ﾅ) 省略	(ﾆ) 利用可能	(ﾇ) 外れ値の除去	(ﾈ) 確認
(ﾉ) 分析	(ﾊ) 検証	(ﾋ) 吟味	(ﾌ) 整合的
(ﾍ) 欠損値の除去	(ﾎ) 慣習的な取扱い		

設問５．次は、中小企業退職金共済制度及び小規模企業共済制度に関する記述である。

＜中小企業退職金共済制度＞

・ サービス業の場合、常用従業員数が（　A　）人以下または資本金・出資金が（　B　）億円以下であれば、中小企業退職金共済制度に加入できる。

・ 退職日に 60 歳以上で支払期間 10 年の一部分割払いを選択する場合、分割払対象額は（　C　）万円以上である必要がある。

・ （　D　）は、5,000 円から 30,000 円の範囲内の 16 種類の掛金月額の他に 2,000 円、3,000 円、4,000 円の 3 種類の特例掛金月額も選択することができる。

＜小規模企業共済制度＞

・ 掛金月額は、1,000 円から 70,000 円の範囲内（（　E　）円単位）で自由に選択できる。

・ 毎年度の付加共済金の支給率は、運用収入等に応じて、その年度の前年度末までに中小企業政策審議会の意見を聴いて、（　F　）が定める。

【選択肢】

(ｱ) 0.5	(ｲ) 1.0	(ｳ) 1.5	(ｴ) 2.0
(ｵ) 2.5	(ｶ) 3.0	(ｷ) 5.0	(ｸ) 10
(ｹ) 20	(ｺ) 50	(ｻ) 100	(ｼ) 150
(ｽ) 200	(ｾ) 500	(ｿ) 1,000	(ﾀ) 2,000
(ﾁ) 厚生労働大臣	(ﾂ) 経済産業大臣	(ﾃ) 中小企業基盤整備機構	(ﾄ) 勤労者退職金共済機構
(ﾅ) 休職期間中の者		(ﾆ) 季節的業務に雇用される者	
(ﾇ) 試みの雇用期間中の者		(ﾈ) 短時間労働者	

設問６．次は、「確定拠出年金法」に定める「企業型年金運用指図者」に関する記述である。

（企業型年金運用指図者）

第十五条　次に掲げる者は、企業型年金運用指図者とする。

一　（　A　）の企業型年金加入者であって、第十一条各号（第一号及び第三号を除く。）に該当するに至ったことにより企業型年金加入者の資格を喪失したもの（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）

二　企業型年金の企業型年金加入者であった者であって当該企業型年金の（　B　）の受給権を有するもの

２　企業型年金運用指図者は、前項各号に掲げる者のいずれかに該当するに（　C　）に、企業型年金運用指図者の資格を取得する。

３　企業型年金運用指図者は、次の各号のいずれかに該当するに（　D　）（第三号に該当するに至ったときは、当該（　C　））に、企業型年金運用指図者の資格を喪失する。

一　（　E　）とき。

二　当該企業型年金に個人別管理資産がなくなったとき。

三　当該企業型年金の（　F　）とき。

４　（略）

【選択肢】

㋐ 規約に定める年齢以上	㋑ 六十歳以上　　㋒ 六十五歳以上
㋓ 七十歳以上	㋔ 一時金たる障害給付金
㋕ 年金たる老齢給付金　㋖ 年金たる障害給付金	㋗ 脱退一時金
㋘ 至った日の属する月の末日	㋙ 至った日の翌日
㋚ 至った日の属する月の翌月の一日	㋛ 至った日
㋜ 個人型年金加入者等となった	㋝ 加入者となった
㋞ 他の企業型年金の企業型年金運用指図者となった	㋟ 他制度の受給権者となった
㋠ 支給期間が満了した	㋡ 死亡した
㋢ 個人別管理資産を移換した	㋣ 企業型年金加入者となった

設問７．次は、「国民年金法」および「厚生年金保険法」に定める「年金額」に関する記述である。

国民年金法

（年金額）

第二十七条　老齢基礎年金の額は、（　　A　　）に改定率（次条第一項の規定により設定し、同条（第一項を除く。）から第二十七条の五までの規定により改定した率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。ただし、保険料納付済期間の月数が（　　B　　）に満たない者に支給する場合は、当該額に、次の各号に掲げる月数を合算した月数（（　　B　　）を限度とする。）を（　　B　　）で除して得た数を乗じて得た額とする。

一　保険料納付済期間の月数

二　保険料四分の一免除期間の月数（（　　B　　）から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）の（　　C　　）に相当する月数

（以下、略）

厚生年金保険法

（年金額）

第四十三条　老齢厚生年金の額は、被保険者であつた全期間の平均標準報酬額（被保険者期間の計算の基礎となる各月の（　　D　　）に、別表各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率（以下「再評価率」という。）を乗じて得た額の総額を、当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。附則第十七条の六第一項及び第二十九条第三項を除き、以下同じ。）の（　　E　　）に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。

２　受給権者が毎年（　　F　　）（以下この項において「基準日」という。）において被保険者である場合（基準日に被保険者の資格を取得した場合を除く。）の老齢厚生年金の額は、基準日の属する月前の被保険者であつた期間をその計算の基礎とするものとし、基準日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。ただし、基準日が被保険者の資格を喪失した日から再び被保険者の資格を取得した日までの間に到来し、かつ、当該被保険者の資格を喪失した日から再び被保険者の資格を取得した日までの期間が一月以内である場合は、基準日の属する月前の被保険者であつた期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、基準日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

（以下、略）

【選択肢】

(ｱ)　六十八万九百円	(ｲ)　七十八万九百円	(ｳ)　八十万三百円	(ｴ)　九十四万三百円
(ｵ)　百二十	(ｶ)　三百六十	(ｷ)　四百八十	(ｸ)　五百四十
(ｹ)　四分の一	(ｺ)　四分の三	(ｻ)　六分の五	(ｼ)　八分の七
(ｽ)　標準報酬月額	(ｾ)　総報酬月額相当額	(ｿ)　標準報酬月額と標準賞与額	
(ﾀ)　標準報酬額	(ﾁ)　千分の四・五〇〇	(ﾂ)　千分の五・四八一	(ﾃ)　千分の六・九八二
(ﾄ)　千分の七・一二五	(ﾅ)　三月三十一日	(ﾆ)　七月一日	(ﾇ)　九月一日
(ﾈ)　十二月一日			

設問８．次は、公益社団法人日本年金数理人会が定めている「行動規範」に関する記述である。

（守秘義務）

第９条　　会員は、（　　A　　）（公表されていない顧客情報及び業務を行った結果としてその会員が得た顧客情報を指す。）を第三者に漏洩してはならない（法的な要件に従う範囲内であって、顧客が承認する場合又は本会の（　　B　　）において必要とされる場合を除く。）。

【選択肢】

(ｱ) 機密情報	(ｲ) 秘密情報	(ｳ) 非公開情報	(ｴ) 秘匿情報	(ｵ) 隠匿情報
(ｶ) 入会手続き	(ｷ) 退会手続き	(ｸ) 懲戒手続き	(ｹ) 正規の手続き	(ｺ) 申請手続き

2026 年 10 月 1 日
年金法令・制度運営・・・・・・・・・12

問題２．確定拠出年金制度に関し、以下の設問にそれぞれ解答せよ。（8 点）

設問１．次は、「確定拠出年金法」中の、個人別管理資産の移換に関する規定の抜粋である。以下の A～D の空欄に入る語句をそれぞれ記載せよ。

第八十三条　企業型年金の資産管理機関は、次に掲げる者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）の個人別管理資産を（　A　）に移換するものとする。

一　当該企業型年金の企業型年金加入者であった者であって、その個人別管理資産が当該企業型年金加入者の資格を喪失した（　B　）から起算して（　C　）に第五十四条の四、第五十四条の五、第八十条若しくは第八十二条又は中小企業退職金共済法第三十一条の三の規定により移換されなかったもの（当該企業型年金の企業型年金運用指図者及び次号に掲げる者を除く。）

二　当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の企業型年金加入者等であった者であって、その個人別管理資産が当該企業型年金が終了した（　B　）から起算して（　C　）に第五十四条の四、第五十四条の五、第八十条若しくは第八十二条又は中小企業退職金共済法第三十一条の三の規定により移換されなかったもの

２　当該企業型年金の（　D　）は、前項の規定により当該（　D　）に係る者の個人別管理資産が（　A　）に移換されたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない。

３　（略）

設問２．2026 年 12 月 1 日から施行される予定である、個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入可能年齢に係る変更の内容を簡記せよ。なお、経過措置の内容も解答に含めること。

設問３．通知「確定拠出年金制度について」の「第１ 企業型年金規約の承認基準等に関する事項」において、企業型年金から確定給付企業年金、企業年金連合会又は退職金共済に個人別管理資産を移換する場合に企業型年金規約に記載するものとされている事項を３つ簡記せよ。

問題３．次は、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の概要」の記載の一部である。以下の設問にそれぞれ解答せよ。
なお、本文中の（　　＃1　　）～（　　＃3　　）は、解答に影響する語句または数値を省略したものである。（8 点）

改正の概要

Ⅰ．働き方に中立的で、ライフスタイルの多様化等を踏まえた制度を構築するとともに、高齢期における生活の安定及び所得再分配機能の強化を図るための公的年金制度の見直し

１．被用者保険の適用拡大等

① 短時間労働者の適用要件のうち、（　　A　　）要件を撤廃するとともに、企業規模要件を令和（　　＃1　　）年 10 月 1 日から令和（　　B　　）年 10 月１日までの間に段階的に撤廃する。

（略）

２．在職老齢年金制度の見直し

（略）

３．遺族年金の見直し

① 遺族厚生年金の男女差解消のため、18 歳未満の子のない 20～50 代の配偶者を原則５年の有期給付の対象とし、60 歳未満の男性を新たに支給対象とする。これに伴う配慮措置等として、５年経過後の給付の継続、死亡分割制度及び有期給付加算の新設、収入要件の廃止、(a) 中高齢寡婦加算の段階的見直しを行う。

（略）

４．厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ

標準報酬月額の上限について、負担能力に応じた負担を求め、将来の給付を充実する観点から、その上限額を 65 万円から（　　＃2　　）万円に段階的に引き上げる（※）とともに、最高等級の者が被保険者全体に占める割合に基づき改定できるルールを導入する。

※（　　＃3　　）万円→（　　C　　）万円→（　　＃2　　）万円に段階的に引き上げる。

５．将来の基礎年金の給付水準の底上げ

① 政府は、今後の社会経済情勢の変化を見極め、次期財政検証において基礎年金と厚生年金の調整期間の見通しに著しい差異があり、公的年金制度の（　　D　　）機能の低下により基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、基礎年金又は厚生年金の受給権者の将来における基礎年金の給付水準の向上を図るため、基礎年金と厚生年金の (b) マクロ経済スライドによる調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

（以下、略）

設問１．A～D の空欄に入る語句または数値をそれぞれ記載せよ。

設問２．下線部 ㈠ 中高齢寡婦加算について、次の(1)～(3)をそれぞれ簡記せよ。ただし、いずれも本改正の直前で適用されている内容を記載すること。

(1) 中高齢寡婦加算の受給対象者

(2) 中高齢寡婦加算の受給期間

(3) 中高齢寡婦加算の受給金額の算定方法（具体的な金額は不要）

設問３．下線部 ㈡ マクロ経済スライドについて、基礎年金および厚生年金の年金額改定にマクロ経済スライドによる調整が行われている。次の(1)～(3)をそれぞれ簡記せよ。
ただし、(2)および(3)の解答にあたっては、前年度までの未調整分を踏まえるものとし、解答に至るまでの計算式や過程も記述すること。

(1) マクロ経済スライドによるスライド調整率の算出方法（前年度までの未調整分は不要）

(2) 令和８年度のマクロ経済スライドによるスライド調整率

(3) 令和８年度の厚生年金の調整率

問題４．確定給付企業年金に関する規定について、以下の設問にそれぞれ解答せよ。（6 点）

設問１．次は、「確定給付企業年金法施行規則」中の、簡易な基準に基づく確定給付企業年金の掛金の額の算定に関する規定の抜粋である。以下の A～D の空欄に入る語句・文章をそれぞれ記載せよ。

（簡易な基準に基づく確定給付企業年金の掛金の額の算定）
第五十二条　計算基準日における加入者の数が（　A　）に満たない確定給付企業年金（受託保証型確定給付企業年金を除く。）の掛金の額は、第四十三条の規定にかかわらず、次に定めるところにより計算することができる。
一　基礎率のうち（　B　）のみを用いること。ただし、給付の額が令第二十四条第一項第三号の方法により計算される場合（第二十五条の規定により令第二十四条第一項第三号の方法を組み合わせている場合を含む。）にあっては、同号の再評価に用いる指標の予測を用いること。
二　予定利率は、（　C　）の範囲内とすること。
三　予定死亡率は、第六十二条第一号ロに規定する予定死亡率とすること。
四　令第二十四条第三項の給付の額の改定を行わないこと。
五　（　D　）しないこと。
六　（略）
（以下、略）

設問２．以下の事項について、簡易な基準に基づく確定給付企業年金（受託保証型確定給付企業年金を除く）に対して定められている特別な取り扱いを簡記せよ。なお、回答にあたっては、簡易な基準に基づく確定給付企業年金以外の確定給付企業年金の取り扱いを「通常の取り扱い」と記載しても良い。
・最低積立基準額の計算方法
・積立上限額の計算方法
・財政悪化リスク相当額

設問３．「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」において、掛金の算定方式である、定率法（給与に比例して定める掛金）および定額法（加入者数に比例して定める掛金）に関し、定率給付・定額給付の各々に対して定率法を適用した場合に挙げられている特徴及び留意事項を簡記せよ。

問題５．次は、A 社確定給付企業年金（リスク分担型企業年金ではない最終給与比例制度）の 2026 年 9 月 30 日基準における財政決算の諸数値である。A 社は、2026 年 9 月 30 日基準で財政再計算を迎えており、予定利率の引き上げを検討している。また、財政再計算とあわせて、近年の賃上げ傾向を鑑み、剰余金がある範囲内で加入者の基準給与を一律引き上げる試算を希望している。このとき、以下の設問にそれぞれ解答せよ。公益社団法人日本年金数理人会の定める確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンスに記載された方法により計算を行うこと。なお解答に至るまでの計算式や過程も記述すること。（8 点）

2026 年 9 月 30 日基準における財政決算の諸数値

流動資産	100 百万円
固定資産	15,000 百万円
流動負債	100 百万円
支払備金	1,000 百万円
通常予測給付現価（加入者）	12,500 百万円
通常予測給付現価（受給権者）	5,000 百万円
給与現価	90,000 百万円
標準掛金率	5.2 %
基準給与合計	50 百万円
別途積立金	500 百万円
財政悪化リスク相当額	2,000 百万円
予定利率	2.0 %

財政再計算後の諸数値（予定利率：2.0% ）

通常予測給付現価（加入者）	13,000 百万円
通常予測給付現価（受給権者）	5,000 百万円
給与現価	100,000 百万円
標準掛金率	5.4 %

財政再計算後の諸数値（予定利率：2.5% ）

通常予測給付現価（加入者）	12,000 百万円
通常予測給付現価（受給権者）	4,800 百万円
給与現価	90,000 百万円
標準掛金率	5.0 %

2026 年 10 月 1 日
年金法令・制度運営・・・・・・・・・17

【解答にあたっての前提】

・2026 年 9 月 30 日基準の財政決算における特別掛金収入現価、特例掛金収入現価、リスク対応掛金収入現価は 0 である。
・積立金の額の評価方法は時価方式を用いる。
・加入者負担の掛金は存在しない。
・基準給与の一律引き上げに伴う財政計算を行うにあたり、予定昇給率は財政再計算後のものと同じ率を使用することとし、予定昇給率以外の基礎率（予定死亡率、予定脱退率など）および基準給与以外の給付の設計の変更は行わないものとする。
・標準給与（掛金計算に使用する給与）は基準給与と同じとする。
・標準掛金額（月額）は、標準掛金率に標準給与合計を乗じて得た額とする。
・財政計算の適用日は 2026 年 10 月 1 日とする。
・財政方式は加入年齢方式とする。

設問１．2026 年 9 月 30 日基準の財政決算における追加拠出可能額現価の額を計算せよ（百万円未満四捨五入）。なお、解答に至るまでの計算式や過程も記述すること。

設問２．財政再計算後（予定利率：2.0% ）に発生する別途積立金積増金の額、または、別途積立金取崩金の額を計算せよ（百万円未満四捨五入）。ただし、この設問において、財政再計算を行った際に積立剰余となった場合（負の過去勤務債務が発生した場合）は全額を別途積立金に積み増すものとし、また、積立不足が発生した場合（数理債務が数理上資産から財政再計算前の別途積立金を控除した額を上回った場合）は別途積立金を取り崩すこととする。なお、解答に至るまでの計算式や過程も記述すること。

設問３．予定利率を 2.5%に引き上げ、かつ加入者の基準給与を一律 20%引き上げる財政計算を行った場合に発生する未償却過去勤務債務残高を計算せよ（百万円未満四捨五入）。ただし、この設問において、財政計算を行った際に積立不足が発生した（数理債務が数理上資産から財政再計算前の別途積立金を控除した額を上回った）としても、別途積立金は取り崩さずに全額留保することとする。なお、解答に至るまでの計算式や過程も記述すること。

設問４．予定利率は 2.0%と据え置いた財政再計算を行ったうえで、別途積立金を全額取り崩し、未償却過去勤務債務残高が発生しない範囲で加入者の基準給与を一律引き上げる。この場合、加入者の基準給与を一律何%まで引き上げることができるか、一律引き上げる割合の上限を計算せよ（回答は%単位とし整数値とすること。）。なお、解答に至るまでの計算式や過程も記述すること。

問題６．退職給付会計及び税制に関し、以下の設問にそれぞれ解答せよ。（10 点）

設問１．ある企業の退職給付債務に関する諸数値は下表のとおりであった。

次の割引率で実際に計算した退職給付債務の額

割引率	退職給付債務
2.0%	11,000 百万円
1.0%	13,000 百万円

このとき、割引率が 1.5%の場合の退職給付債務の近似値を、公益社団法人日本年金数理人会及び公益社団法人日本アクチュアリー会が公表している「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」に記載されている、二点補正の対数補間により計算せよ。
なお、解答にあたっては、以下の点にも留意すること。

＜留意事項＞
・解答に至るまでの計算式や過程も記述すること。
・対数補間に使用する、退職給付債務のマコーレー・デュレーションの近似値は小数点以下を四捨五入した整数値（以下、「d」とする。）とすること。
・対数補間には割引率 1.0%の退職給付債務および d を使用して計算すること。
・計算結果は百万円単位で小数点以下を四捨五入すること。
・次の諸数値を使用すること。

$\log_{10} 100.0 = 2.00000$　$\log_{10} 101.0 = 2.00432$　$\log_{10} 101.5 = 2.00647$
$\log_{10} 102.0 = 2.00860$　$\log_{10} 110.0 = 2.04139$　$\log_{10} 120.0 = 2.07918$
$\log_{10} 130.0 = 2.11394$　$\log_{10} 140.0 = 2.14613$　$\log_{10} 150.0 = 2.17609$

設問２．公益社団法人日本年金数理人会及び公益社団法人日本アクチュアリー会が公表している「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」の「3.1 計算基礎の分類」に記載されている、人口統計的な計算基礎について適格 DB 制度の財政の目的で使用されている基礎率をそのまま使用する場合の留意点を３つ簡記せよ。

設問３．数理上の仮定として一般物価のインフレーションの選定又はその合理性について依頼主に助言を行う場合に、会員が吟味する情報として、公益社団法人日本年金数理人会及び公益社団法人日本アクチュアリー会が公表している「IAS19 に関する数理実務基準」の「20. 一般物価のインフレーション（数理上の仮定）」に記載されている例８つのうち任意の５つを簡記せよ。

設問４．令和７年度税制改正（令和８年１月１日施行）により、退職所得課税が見直され、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象が改正された。以下のＡさんの前提において、次の⑴及び⑵をそれぞれ計算せよ。ただし、解答に至るまでの計算式や過程も記述すること。

⑴ 改正前のＡさんの退職所得の金額

⑵ 改正後のＡさんの退職所得の金額

＜Ａさんの前提＞

① 企業型年金加入者期間 15 年 0 か月（役員等勤続年数なし）で 60 歳到達時に企業型年金加入者の資格を喪失し、企業型年金から老齢給付金を一時金として 800 万円を受け取った

② 勤続期間 30 年 0 か月（役員等勤続年数なし）で 65 歳到達時に定年退職（障害者になったことが退職の直接の原因でない）し、会社から退職手当として 2,000 万円を受け取った

③ ①の企業型年金加入者期間は②の勤続期間にすべて含まれている

④ ①及び②以外に受け取った退職手当等はなく、個人型年金にも加入したことがない

問題７．総合型確定給付企業年金においては、リーマンショックを契機とした市場環境の急激な変化を背景に、厚生年金基金制度が厳しい財政状況に直面し、その後、確定給付企業年金制度への移行が進められてきた経緯があり、制度運営の安定性が重要な課題となっていた。近年は、市場環境の改善に加え、金利の上昇や物価上昇（インフレ）の進行といった環境変化を背景として、一定の剰余金が生じている。また、こうした環境下では給付のあり方についても検討の余地が生じている。これらを踏まえ、以下の設問にそれぞれ解答せよ。（解答用紙３枚以内）（35 点）

設問１．剰余金の活用方法として考えられる提案およびその提案を行う背景や理由を列挙せよ。ただし、設問１．においては総合型確定給付企業年金に限定せず、解答すること。

設問２．総合型確定給付企業年金の中長期的な財政運営のあり方について、所見を述べよ。ただし、以下の観点に対する前提を各自でおき、所見に含めること。

＜観点＞

・問題文に記載の状況および設問１の解答
・総合型確定給付企業年金の給付設計
・中小企業の退職給付の現状